主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上及び法律上の主張、並びに証拠の提出、援用認否は、次に記載するほか、原判決摘示事実と同一であるからこれを引用する。(ただし原判決中甲第五号証とあるは同号証の一、二と訂正する。)

被控訴代理人は、原審での主張事実のうち、(一)本件土地はもと松林寺庄職Aの所有であつたが、被控訴人は昭和二三年一〇月一〇日宮城県知事から自作農創設特別措置法第一六条の規定により売渡しを受け、昭和二五年三月一三日所有権取得の登記を経由し、所有権を取得した。との主張を、本件土地は祖先伝来の被控訴人の所有地で、約四〇年前に開墾し畑としたものであるが、土地台帳及び登記簿上松林寺所有となつていたため、形式上宮城県知事から自作農創設特別措置法の規定による売渡しを受けたこととし、昭和二五年三月一三日所有権取得の登記を経由したよる売渡しを受けたこととし、昭和二五年三月一三日所有権取得の登記を経由したよる売渡しを受けたこととし、昭和二八年秋ころ、本件土地は自己の所有であると主張した。とそれぞれ改めると述べ、

控訴代理人は、右(一)で改めた被控訴人の主張事実を否認し、被控訴人は本件土地は祖先伝来の所有地であると主張するが、かように地番、地目及び畝歩をも明らかにせず、単に地表の一部を指して、自己の所有であると主張することは許されないと述べ、

立証として、被控訴代理人は、当審証人C、D、A、Eの各言及び当審での検証の結果を援用し、乙第一六ないし第一八号証の成立を認めると述べ、控訴代理人は、乙第一六号証、第一七号証の一、二、第一八号証を提出し、当審証人F、G、H、Bの各証言、当審での控訴本人尋問の結果及び検証の結果を援用した。

里 由

かたの主張を同接に支持したことが認められる。 控訴人は、本件土地はその長男B所有の字cg番のhにあたると主張し、これに 添う原審及び当審証人Fの証言、当審での証人Bの証言及び控訴本人尋問の結果は 採用するに値しない。また成立に争のない乙第四号証(仙台法務局志津川出張所法 務事務官U作成の字c地面一部の謄写図)によるも、字cg番のhは、字bとの境 界から字ci番のjをへだてて位置することになつているばかりでなく、その形状 著しく本件土地と異なり、本件土地を示すものとは到底認め難い。

以上の次第で反証のない本訴では、本件土地は被控訴人の所有と認定することが相当である。もつとも前示乙第四号証と成立に争のない甲第六号証(仙台法務局志津川出張所法務事務官U作成の字b地面一部の謄写図)とは明らかにくいちがい、

そのいずれを正しいものとするかも明らかでなく、かつまた右甲第六号証によるも、位置、地形上、本件土地が字be 番のf 畑九畝一八歩にあたるとは認めることができないのであつて、その他本件土地の公簿面上の地番、地目及び畝歩を明らかにする証拠なく、これを認定することを得ないから、原判決主文中、「字be 番のf 畑九畝一一歩」とあるを消除して更正する。

〈要旨〉控訴人は地番、地目及び畝歩を明らかにしないで、土地所有権を主張することは許されない旨主張するが、〈/要旨〉本件土地は原審及び当審での検証の結果により、前示のとおり具体的に明らかにされているのである。そして、公簿面上の地番、地目、畝歩のごときは土地の属性に過ぎないのであるから、かかる事実関係を明らかにしなくとも、土地そのものの範囲が具体的に明らかにされている限り、その所有権を主張する妨げとならないものと解するから、控訴人の右主張は、理由がない。

以上のほか、本件土地についての所有権の確認の利益の有無及び被控訴人の控訴人に対する損害賠償請求についての判断は原判決の理由と同じであるからこれを引用する。

(裁判長判事 斎藤規矩三 判事 沼尻芳孝 判事 羽染徳次)

(別紙見取図は省略する。)